

申請に当たっての注意事項

※本編、主な問合せ（Q & A）を合わせてご確認ください。不明な点がある場合には、事前に区（安全支援課）へご相談ください。

申請全般

申請者について

同一世帯のどなたでも申請可能ですが、申請書、領収書の名義及び口座名義人は同一の方にしてください。一世帯あたり1回限り申請が可能です。過去（昨年度も含む）に申請したことがある場合、新たに申請することはできません。

領収書の日付について

領収書の日付は、実際に金銭の授受が行われた日です。領収書の発行日とは異なる場合があります。

購入時の決済方法について

【対象となるもの】

現金、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー及びQRコード決済での購入は補助対象になります。ただし、領収書が発行できる場合に限りです。

【対象とならないもの（補助対象外）】

購入時に使用したクーポンやポイント分は購入費用に含まれません。割引と同様の扱いとし、割引後の支払額を購入費用として計算します。

対象となる費用、ならない費用について

【対象となる費用（補助対象経費）】

「補助対象物品の詳細」に記載されたもの、設置する際の工事費・設置費

【対象とならない費用（補助対象外経費）】

保証料、代引き手数料及びウェブサイト利用料等、リース料、レンタル料、委託料、送料、知人に対象物品の設置をしてもらった際に支払った謝礼（知人が設置事業を営む者の場合は設置費として補助対象です。）

住宅

共同住宅の管理組合又は賃貸住宅の大家等からの申請について

共同住宅の管理組合又は賃貸住宅の大家等が防犯物品を設置する場合は補助対象外です。ただし、大家が自分の居住部分に設置する場合は補助対象です。

二世帯住宅について

原則、同じ住宅（建物）につき申請は1回限りです。

ただし、玄関や公共料金のメーター等が分かれている場合は、各世帯ごとに申請できます（審査の際に、区職員が現場を確認する場合があります。）。二世帯で同時に購入及び設置する際は、領収書の宛名等を各世帯ごとに分けてください。

賃貸物件について

賃貸物件の場合にも申請できます。ただし、大家等からの同意（同意書の提出）が必要です。

都営住宅における「大家又は所有者からの同意書」について

以下の取扱いとなります（JKK東京亀戸窓口センターに確認済）。

- ・防犯フィルム及び防犯錠・補助錠は区ウェブサイト掲載の同意書の提出が必要です。
- ・録画機能付きドアホンは「受領印付きの模様替え届」により同意書の代替が可能です。
- ・防犯カメラ及びセンサーライトは共有部分への設置が不可である旨、確認しています。

区営住宅の「大家又は所有者からの同意書」について

「受領印付きの模様替え届」により代替が可能です。

補助対象物品の設置の可否については、墨田区都市計画部住宅課公営住宅担当（03-5608-6214）にご確認ください。

申請書類

補助金の振込先の口座について

申請者本人名義の口座のみ対象になります。

設置後の写真について

購入した物品を住宅に設置したことを示す写真が必要です。設置した場所がわかるように撮影してください。

設置後の写真の提出方法について

持参又は郵送申請の場合は、現像した写真、又は写真データをプリンター等で印刷したもの（カラー印刷）を提出してください。オンライン申請の場合は、写真データを添付してください。

防犯カメラ

防犯カメラ本体以外の関連機器について

・SDカード等、防犯カメラが撮影する映像の記録・通信のために必要な、最低限の関連機器も補助対象です（「その関連機器がないと映像の記録・通信ができない」等が判断基準となります。）。

・別途購入するネット接続機器は補助対象外です。

ただし、防犯カメラにスマートフォンへの映像送信機能が内蔵されている等、防犯カメラのシステムとして一体となっている場合は補助対象になります

ダミーカメラについて

定義に合致しないため、ダミーカメラは補助対象外です。

防犯カメラの設置場所と撮影場所・範囲について

住宅の敷地内に設置され、かつ屋外を撮影する防犯カメラが補助対象です。

屋内を撮影するカメラは、防犯対策（侵入者対策）に資するものではないため、補助対象外です。

撮影範囲にやむを得ず住宅の敷地外が入る場合は、撮影範囲に入る住宅等その他の物の所有者等に必ず事前に説明を行い、同意を得てください。

録画機能付きドアホン

子機の追加について

既に録画機能付きドアホンがある状態で、それに子機を追加して他のフロアでも記録映像を見られるようにする場合、補助対象外です。（利便性が向上するのみで、防犯性能は既に満たしているため）

センサーライト

夜間に自動点灯するライトについて

補助対象となるのは、主に赤外線や熱、光、振動、磁力等を感知し、自動的に一定の時間ライトで照らす照明器具であり、侵入者対策となるものを対象としています。太陽光を感知して夜間に点灯するものは、補助対象外です。

防犯フィルム

防犯フィルムと防災フィルムの違いについて

補助対象となるのはガラスを割って侵入するのを防ぐ「防犯フィルム」であり、「防災フィルム」は目的や効果が異なります。このため、「防災フィルム」は補助対象外です。

防犯錠・補助錠

電子錠について

防犯性が高まるもの（カタログ等でそうとわかるもの）については補助対象です。不安な場合は購入予定品を事前にご相談ください。